二　法第七十六条、法第七十六条の二、法第百三十二条の八十五第二項及び第四項第二号並びに法第百三十二条の八十六第三項及び第五項第二号並びにこれらの規定に係るこの省令の規定、第二百三十六条第二項及び第二百三十六条の六第三項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三～五　（略）	

2　法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一　（略）	（略）
二　法第百三十二条の八十五第二項及び第四項第二号並びに法第百三十四条の三第二項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4　（略）

別表第六（第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係）

検査項目	
一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体検査基準	
視力	視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。
色覚	赤色、青色及び黄色の識別ができること。
聴力	両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。
運動能力	一　第二百三十六条の六十二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害がないこと。 二　一に定めるもののほか、無人航空機の安全な飛行に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第百三十二条の四十四の規定による条件を付すことにより、無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

備考　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査にあつては、国際民間航空条約の附属書一第百七十七改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合すること。

二　法第七十六条、法第七十六条の二、法第百三十二条第二項第二号及び法第百三十二条の二第二項第二号並びにこれらの規定に係るこの省令の規定、第二百三十六条第二項及び第二百三十六条の六第三項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三～五　（略）	

2　法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一　（略）	（略）
二　法第百三十二条第二項第二号及び法第百三十四条の三第二項の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長

3・4　（略）

（新設）